

令和3年度 敦賀商工会議所 商工優良従業員表彰のご案内

主催：敦賀商工会議所

当所では、2年に1度、会員企業の従業員の定着率向上と、勤労意欲を高揚して、地域産業の振興に資することを目的とした「商工優良従業員表彰」を、下記の内容にて実施を致します。

つきましては、貴社(店)におきまして、該当する方がございましたら、別紙、推薦書に必要事項をご記入の上、令和3年9月13日(月)迄に、同封の返信用封筒にてご返信の程、お願い申し上げます。

※おひとりからでもお気軽にご推薦下さい！

実施内容

1. 表彰の目的

従業員の定着率向上と労働意欲・質的向上を図り、企業の発展と、地域産業の振興に寄与することを目的とする。

2. 表彰の対象及び区分

(1) 表彰対象者

被表彰者は、当商工会議所の会員である事業所の従業員であり、下記勤続年数の期間業務に精励し、経営の合理化や技術の改良に務め又、常に経済道義を実践して信用を高め、よく後進を指導するなど他の従業員の模範となる者。

(2) 勤続年数の区分

- 商店(料飲店・サービス業を含む)にあつては、同一商店に5年以上勤続した者。
- その他の事業所にあつては、同一事業所に10年以上勤続した者。
- 勤続年数を問わず特に功績顕著な者。



3. 表彰区分の種類

◇表彰状及び記念品を贈り表彰します。

特別功勞表彰 (40年以上)	敦賀市長と敦賀商工会議所会頭の連名表彰 ※今年度より新設
30年表彰	日本商工会議所会頭と敦賀商工会議所会頭の連名表彰
20年表彰	福井県商工会議所連合会会頭と敦賀商工会議所会頭の連名表彰
10年表彰	敦賀商工会議所会頭の表彰
5年表彰	敦賀商工会議所会頭の表彰

4. 被表彰者の決定

◇被表彰者は、事業主の推薦に基づき9月28日開催の常議員会にて、審査の上決定する。

5. 被表彰者の推薦(推薦様式は別紙の通り)

(1) 事業所ごとの被表彰者の推薦人数は、各表彰区分 **2名まで** とする。

＜表彰区分＞ ＜推薦人数＞

○特別功勞表彰(勤続40年以上) …… 2名まで

○30年表彰(勤続30年以上40年未満) …… //

○20年表彰(勤続20年以上30年未満) …… //

○10年表彰(勤続10年以上20年未満) …… //

○5年表彰(勤続5年以上10年未満) …… //

※推薦人数が、各表彰区分の3名以上の場合は、事前にご連絡下さい。

(2) 勤続年数基準日 **【令和3年9月1日】**



6. 勤続年数の計算要領

(1) 【令和3年9月1日】を基準にして、何年・何カ月と計算する。

(2) 途中、退職した時期があつても、1年以内に復職した場合は、前後の期間を通算する。

(3) 事業所の合併、譲渡又は組織、商号等の変更があつても、事実上、同一事業体が存続し引き続き勤務する場合は、勤続年数は中断しないものとする。

7. 経費の分担金

(1) 表彰の実施に要する経費は、当所の事業費及び被表彰の所属する、事業所からの分担金をもってこれに充てる。※分担金のお支払いについては、被表彰者決定後にご案内致します。

(2) 事業所の分担金は、被表彰者1名につき、下記の通りとする。 ※税込額

＜表彰区分＞ ＜分担金額＞

○特別功勞表彰(40年以上) …… ￥8,000円

○30年表彰(30年以上) …… ￥7,000円

○20年表彰(20年以上30年未満) …… ￥6,000円

○10年表彰(10年以上20年未満) …… ￥5,000円

○5年表彰(5年以上10年未満) …… ￥5,000円

8. 表彰式・記念撮影会・記念講演会

○日時 令和3年11月12日(金) 午後1時30分～午後4時00分(予定)

第一部 表彰式 …… 午後1時30分～午後2時00分

第二部 記念撮影会 …… 午後2時10分～午後2時20分

第三部 記念講演会 …… 午後2時30分～午後4時00分

○会場 ニューサンピア敦賀

※新型コロナウイルス感染症の状況によって、表彰式の中止や式典内容等の変更が生じる場合もございます。予めご了承下さい。変更が生じた場合は、速やかにご連絡致します。

【お問い合わせ・送付先はこちら】

〒914-0063 敦賀市神楽町2丁目1-4

敦賀商工会議所 会員サービス課 表彰担当 たかたに 高谷・がんご 雁子

TEL: 0770-22-2611

FAX: 0770-24-1311

ホームページ: <http://www.tsuruga.or.jp/>



《前回の様子》

推薦書のご提出は、同封の返信用封筒にて『令和3年9月13日(月)』までに、ご返信をお願いします。

当所到着後、ご記入担当者様宛に、お電話でご確認させていただきます。

※3日経っても、当所から連絡がない場合は恐れ入りますが、当所担当までご連絡をお願いします。